様式第２号（第２条第２項関係）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

再販売価格維持契約変更届出書

年　　月　　日

公正取引委員会　殿

名　　称

代表者の役職氏名

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 23 条第６項及び再販売価格維持契約の届出に関する規則第２条第２項の規定により、同条第３項の書面を添え、下記のとおり届け出ます（注１）。

記

（ふりがな） 名称及び住所		事務上の連絡先、電話番号及び担当者	

１　契約変更の日等

契約変更の日		再販売価格維持契約成立届出書を提出した日	

２　契約内容の変更

＊　□印欄については、該当する□にレ印を付すこと。以下同じ。

(1)　変更の有無	□　有	□　無
(2)　変更内容	旧	新

３　取引条件の変更

(1)　変更の有無		□　有				□　無			
(2) 取引条件等	ア　対象商品の価格体系等（注３）	対象商品	価格体系				帳合料Ⓒ	販売業者の売買差益Ⓓ（Ⓑ－Ⓐ＋Ⓒ）	備考
			売渡し価格Ⓐ	一次価格		小売価格Ⓑ			
						100			

について（注2）

イ　リベートについて（注4）	対象商品	対象事業者の卸・小売の別	リベートの名称	通常・特売の別	算定期間	支払基準	小売価格に占める割合Ⓑ	備考

ウ　現品添付について（注5）	対象商品	対象事業者の卸・小売の別	通常・特売の別	現品添付の時期	添付基準		備考
					対象注文数Ⓕ	添付商品数Ⓖ	

エ　売買差益、リベート及び現品添付の合計（注6）	対象商品	通常・特売の別	売買差益及びリベートの合計Ⓗ（Ⓓ＋Ⓔ）	現品添付後の販売業者のマージン $\left(\frac{Ⓗ\times Ⓕ+100\times Ⓖ}{Ⓕ+Ⓖ}\right)$	備考

オ　対象商品の価格等（注7）	商品の区分	商品名	容量・規格	小売価格（消費税込み）	製造原価	製造原価率	備考
				円	円	%	

カ　その他の取引条件の変更	

4　変更した理由（注8）

5　その他参考となるべき事項

（注）1　契約内容の変更、取引条件の変更、対象商品の追加又は削除等の契約の変更の届出は、この様式によること。

2　「3―(2)　取引条件等について」の項のうちアからエの各欄については、変更がある場合には変更後の取引条件を、変更がない場合には現行の取引条件を記載すること。ただし、対象商品の削除の届出の場合は記載する必要がない。

3　「３―(2)―ア　対象商品の価格体系等」の項の「価格体系」の各欄及び「帳合料」の欄には、小売価格を100とする指数を小数点以下第２位を四捨五入して小数点以下第１位まで記載すること（以下同じ。）。この場合において「帳合料」とは、価格体系上に売買差益がない場合に、商品の取扱手数料の名目で支給される金銭的給付をいう。

4　「３―(2)―イ　リベートについて」にいう「リベート」とは、対象商品に関して、価格体系によって生ずる売買差益及び売買差益のない場合の帳合料以外の一切の金銭的給付であって、取引の条件とされているものをいう。

5　「３―(2)―ウ　現品添付について」にいう「現品添付」とは、対象商品に同一の商品を添付する場合であって、取引の条件とされているものをいう。

6　「３―(2)―エ　売買差益、リベート及び現品添付の合計」の項の「売買差益及びリベートの合計」の欄には、ⓓとⓔを合計した割合を記載することとし、ⓔの割合が支払基準ごとに異なる場合には、その中で最大の割合とⓓを合計した割合を記載すること。また、複数の価格体系、現品の添付基準を設けている場合には、各取引条件ごとに記載すること。

7　「３―(2)―オ　対象商品の価格等」の項の「小売価格」の欄には、再販売価格に上限及び下限がある場合には再販売価格の上限価格を記載すること。この場合には、備考欄に小売業者が上限価格から値引くことのできる額又は率を記載すること。また、「製造原価」の欄及び「製造原価率」の欄については、対象商品の追加又は対象商品の小売価格の変更の届出の場合以外は記載する必要がない。

8　「４　変更した理由」欄には変更した理由をできるだけ具体的に記載すること。

本様式…全部改正〔昭和41年７月公取委規則１号・46年12月４号〕、一部改正〔平成元年４月公取委規則２号〕、全部改正〔平成６年１月公取委規則５号〕、一部改正〔平成13年３月公取委規則４号〕